

「外資資本金に対する審査認可の緩和策」

2014年3月1日付で施行されている《会社法》の改正及び2月に公布された《資本金登記制度改革方案》により企業の「資本金」に対して幾つかの改正点が規定されていました。

さらに6月に商務部から『外商投資の審査認可管理の改善に関する通知』(以下「商務部外資通知」という)が公布され外資企業に対する認可についての政策が明文化されました。

その主な内容を紹介します。

1. 初回出資比率・現金出資比率・払込期限についての制限規定の廃止

資本金の払込に関して、会社法等では従来以下の規制が設けられていました。

- ・ 登録資本金の「最低30%は現金出資」
- ・ 資本金は「初回20%以上、残りを設立日から2年以内(投資会社5年以内)」に払込み先般の《会社法の改正》と今回の《商務部外資通知》の公布により、上記規制が撤廃されることが明らかになっています。

2. 登録資本金最低限度額の撤廃

旧《会社法》では最低資本金について、有限公司3万元、1人有限公司の場合10万元、株式会社500万元とされていましたが、《会社法の改正》によりこの制限が廃止されていました。

外資企業の資本金は、《会社法》の規定の他、『中外合資経営企業注冊資本と総投資額の比率についての暫定規定』《工商企字1987第38号》及び特別業種最低資本金に則って定められていましたが、今回の《商務部外資通知》において特定業種の登録資本金最低限度額について、別途規定がある場合を除き、外資の最低資本金額の制限を撤廃する旨が明らかにされています。このため、現行の外資企業に対する特別法(外資企業法実施細則など)における登録資本出資に関する条項の内容にも修正が加えられるものと思われます。

3. 資本金出資払込状況の審査廃止

従来、資本金払込後の資本金検査及び工商局への資本金検査報告書の提出と営業許可証の書換え手続きが、会社法の改正により規定上では廃止されており、今回の《商務部外資通知》に

おいても出資払込状況の審査を行わないこととしています。

なお、実務上は資本金両替の際(人民元で資本金を払い込んだ場合も含め)に、銀行から資本金検査報告書の提出が要求される場合には、資本金検査報告書の作成は従来どおり行う必要があると思われます。

【注意事項】

- ① 2014年3月1日以前に認可された外商投資プロジェクトについては、当初の契約・定款に定めた出資義務を履行する義務があります。これを上記新規定に基づき変更する場合には、商務主管部門に申請して審査認可を受けなければならないとしています。

したがって当初定めた資本金額の見直しを行う場合には、会社定款の内容を確認整備をする必要があります。

- ② 登録資本金と総投資額の割合については、現行規定に合致することが要求されています。したがって会社の事業計画からみて極端に低い金額で登録資本金を設定すると、外債借入枠(親子ローン等)が十分に確保できないこととなりますので、資本金は事業計画に則した適正な金額で設定する必要があります。

- ③ 実務上の取り扱いについては、所轄の商務員会・工商行政管理局と確認をしながらの実施が必要です。

以上、ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください(完)

关于对外资资本金审查制度的缓和

2014年3月1日修订的《公司法》以及2014年2月7日国务院颁布的《资本金登记制度改革方案》针对企业的「资本金」做出了一些修订。

此外,2014年6月商务部公布的《商务部关于改进外资审核管理工作的通知》(以下简称「商务部外资通知」)对外资企业的审批也做出了明确规定,现就相关内容作如下说明。

1. 取消资本金的首次出资比例·现金出资比例·缴纳期限

原《公司法》及相关法规对资本金缴纳有以下规定;

- 注册资本「最低30%的现金出资比例」
- 首次出资额最低缴纳20%以上,剩余部分自成立之日起2年内缴清(投资性公司5年内)

之前的《公司法修订》与本次的《商务部外资通知》都明确取消了此项规定。

2. 取消注册资本最低限额

原《公司法》中规定,有限责任公司的最低注册资本3万人民币,1人有限公司最低10万人民币,股份有限公司最低500万人民币,本次《公司法修订》取消了此项规定。

对于外资企业的资本金,除《公司法》外,在『中外合资经营企业注册资本与投资总额比例暂行规定』(工商企字1987第38号)及特殊行业最低资本金中也有规定,但本次《商务部外资通知》中明确了除特殊行业有最低资本金限额外,取消对外资企业的最低注册资本限额。因此,现行的针对外资企业的特别法规(外资企业法实施细则等)中对注册资本出资的条款也会做相应修改。

3. 取消对资本金缴纳情况的审查

本次《公司法修订》中取消了资本金缴纳后验资并向工商局提交验资报告更换营业执照的规定。并且在之后的《商务部外资通知》中也有明确。

但是,在实务上,资本金结汇时(包括人民币缴纳的资本金)银行要求企业提供验资报告的情况下,企业还需按照原有方式准备验资报告。

【注意事项】

- ① 2014年3月1日以前批准成立的外商投资企业有义务履行当初在合同及章程中规定的出资义务。按照新规定需变更此内容时,应向商务主管部门提出申请并得到许可后方可变更。因此,需调整当初的资本金金额时有必要对章程的内容进行确认和调整。
- ② 注册资本和投资总额的比例,仍需遵守现行规定。因此,根据事业计划需要以极低的注册资本登记公司时就很难确保外债的借款额度(子母公司借款等),所以有必要按照事业计划合理的设定资本金。
- ③ 实务上有必要与所属商务委及工商行政管理局确认后再进行操作。

以上内容如有疑问请联络我们。(完)